

## 省エネ適合性判定に関する講習テキスト訂正について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）に基づき、【省エネ適合性判定に関する講習テキスト】について、以下の通り訂正いたします。

### 記

#### 1. 対象範囲

p 60 表 2-6-1

#### 2. 訂正前後表

（訂正後）表 2-6-1 計画変更の必要のない軽微な変更

A	省エネ性能が向上する変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築物の高さもしくは外周長の減少</li><li>・ 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少</li><li>・ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更（制御方法等の変更を含む）</li><li>・ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設</li></ul>
---	--------------	---

（訂正前）表 2-6-1 計画変更の必要のない軽微な変更

A	省エネ性能が向上する変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築物高さもしくは外周長の減少</li><li>・ 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少</li><li>・ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更</li><li>・ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更（空調熱源機器で容量変更を伴わない COP 値の向上など）</li><li>・ 設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更（照明器具の省エネ制御の追加など）</li><li>・ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設（太陽光発電の新設、増設など）</li></ul>
---	--------------	--

以上